

(意見提出様式)

障害支援区分への見直し（案）に対する意見

厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課あて

住 所：神戸市中央区橘通 4-3-1 神戸市立総合福祉センター

氏名（※）： 兵庫県知的障害者施設家族会連合会

会長 由岐透

（※）法人・団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

〔 意 見 〕

意 見 書

障害支援区分について

1. 障害者支援に支援区分が必要である合理的理由の開示を求める

障害者が人間として生きていくうえで障害を持っているがゆえに何故、区分・区別されないといけないのか。かけがえのない個人として尊重されその人らしく生きる権利があります。障害福祉施策を進めるうえで、程度区分、支援区分を何故しなければならぬのかその必要性を明確に根拠、理由を示してください。

厚生労働省は障害程度区分について「現行のコンピュータ判定は、開発された当時の要介護認定の判定式をそのまま活用したため、肢体不自由者以外の障害の特性を十分に反映できていない。」「要介護認定と同じものを活用しているため、障害の特性を踏まえていない。」と判定の仕方に問題があると認めています。障害程度区分を障害支援区分に変更しても障害者の心身の状態を判定することには変わりありません。如何に判定項目を検討しようと、そもそも障害者を区分して支援を行うおうとすること自体が誤りであると考えます。

## 2. 支援区分ではなく一人ひとりに合った支援を求めます

知的障害者は全国に約 200 万人いるというのは学者、研究者なかでは定説です。重度、軽度、環境それぞれ一人ひとり異なり、支援もことなります。障害者支援区分では 200 万人の一人ひとりが必要とする支援を受けることができません。

日本国憲法は自由で自立した個人、自分で考え自分で決定できる個人を基本としています。個人をかけがえのない存在として尊重することです。13 条で個人の尊重として規定され、11 条で侵すことのできない永久の権利として人権を定めていることに示されています。支援区分は法の下での平等を侵すこととなります。

## 3. 障害者支援の思想の転換を望む

ハンデキャップのある障害者を支援するには、一人ひとりが必要とする支援を質、量ともに確保する必要があります。どんなに重いハンデキャップがある障害者も、社会の一員として尊重されるべき人権があります。必要な人に必要な公的支援を行うことが重要です。障害支援区分は不要で弊害があるのみです。支援区分で区分し、支援すれば実体と合わない、障害程度区分と同じこととなります。

移動や動作に関連する項目 12、身の回りの世話や日常生活等に関連する項目 16、意志疎通に関連する項目 6、行動障害に関連する項目 34、特別な医療に関連する項目 12 となっていますが、例えば、本人の生育歴、家庭、施設、環境に関連する調査項目がありません。このような調査項目で区分されれば支援が受けられない障害者が出てくることは間違いありません。区分・区別して支援する制度は廃止し、新たな一人ひとりを尊重する制度を構築して下さい。

以 上